

諮問日：令和4年8月31日（令和4年度（情）諮問第14号）

答申日：令和4年12月22日（令和4年度（情）答申第29号）

件名：名古屋高等裁判所における名古屋高等・地方裁判所合同庁舎で入庁時に行われている所持品検査を弁護士が免除されている根拠となる文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「弁護士が入庁検査を受けないで良いらしいが、その根拠。」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和4年7月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 公にすることにより、各事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報とは、およそ考えられない。また、弁護士は弁護士会に登録しているかもしれないが民間人である。不公平な扱いだ。原告や被告を本人が務める場合にも、所持品検査しなくてもいいように、通行許可証を発行し、裁判終結したら返還するようなシステムにして欲しい。
- 2 (1) 弁護士が入庁検査を受けずに名古屋地方高等裁判所に入庁していることは、公然たる事実である。  
(2) 弁護士は、民間の営利企業と同じく、公務員ではなく、民間人である。公

務員は国家・地方公務員法に法令遵守義務が規定されているが、弁護士法には法令遵守義務の規定はない。

(3) 弁護士は毎年約150人、懲戒処分されている。

(4) 1991年から2021年までに、弁護士は3倍に増えたが、裁判官は1.4倍しか増えていない。弁護士は違法行為を行ってでも、報酬獲得を狙うことが多くなっている。

3 本件存否情報について、つまり、弁護士が入庁検査を受けずに名古屋地方高等裁判所に入庁していることは、苦情申出人だけでなく複数人が何回も目撃しており公然たる事実である。本件存否情報は、名古屋高等裁判所の判断だけで、検査対象者や検査除外者を決定しており、その決定方法も日本国憲法に抵触する、違憲違法な定義である可能性がある。司法行政もまた、日本国憲法32条の国民の裁判権や、国会両議院の国政調査権等の対象であるため、具体的な運用を情報開示し、直接国民が司法行政を調査し、国民の権利義務を守ることを可能とさせなければいけないのである。

決定の根拠となる規程だけでも開示するのは法令と同じレベルのことであり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に該当しないことは明らかである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出については、申出内容を「名古屋高等・地方裁判所合同庁舎への入庁時に行われている所持品検査を弁護士が免除されている根拠」と整理した。

2 本件開示申出に係る文書の存否を明らかにすると、名古屋高等・地方裁判所合同庁舎への入庁時に行う所持品検査を弁護士が免除されている事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を開示することになる。その結果、検査対象者や検査除外者を定める際に特定の職種であることを考慮するか否かという検査の具体的な運用が公になることとなり、その情報を利用して所持品検査を

免れて入庁する者が現れば、庁舎内の安全が確保できない事態が生じるおそれがある。したがって、本件存否情報は、不開示情報である庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（法5条6号）に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和4年8月31日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月20日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月22日 苦情申出人から上記意見書を一部訂正する旨の書面を收受
- ⑤ 同年11月18日 審議
- ⑥ 同年12月16日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 原判断庁は、本件開示申出について、「名古屋高等・地方裁判所合同庁舎への入庁時に行われている所持品検査を弁護士が免除されている根拠」の開示を申し出るものと整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、原判断庁が本件開示申出について上記のとおり整理したことは妥当である。

上記のとおり整理した本件開示申出の内容からすれば、本件開示申出文書の存否を明らかにすると、本件存否情報が公になると認められ、その結果、所持品検査の対象者や除外者を定める際に特定の職種であることを考慮するか否かという検査の具体的な運用が公になることとなり、その情報を利用して所持品検査を免れて入庁する者が現れば、庁舎内の安全が確保できない事態が生じるおそれがある、との最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はない。したがって、本件存否情報は、庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に相当するといえる。

よって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 2 以上のおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 門口 正人

委員 長戸 雅子